

## 第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次に掲げる無線局のうち、総務大臣が日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許を与えない無線局に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局
- 2 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 3 海岸局であって電気通信業務を行うことを目的として開設するもの以外のもの
- 4 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

A-2 次に掲げる事項のうち、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理し、その申請の審査をする際に審査する事項に該当しないものはどれか。電波法（第7条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数の割当てが可能であること。
- 2 その無線局の業務を維持するに足る財政的基礎があること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

A-3 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して  A  において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。
- ③ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、免許の日から起算して  B  とする。
- ④ ③の規定は、海岸局については、同時に有効期間が満了するように総務大臣が定める一定の時期に免許をしたものに適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる海岸局の免許の有効期間は、③にかかわらず、当該一定の時期に免許を受けた海岸局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑤ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前  C  を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月前までに行うことができる。
- ⑥ 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、⑤にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	5年を超えない範囲内	5年	3箇月以上6箇月
2	5年を超えない範囲内	3年	1箇月以上3箇月
3	10年を超えない範囲内	5年	1箇月以上3箇月
4	10年を超えない範囲内	3年	3箇月以上6箇月

A-4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 2 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電信（自動受信を目的とするもの）
2	P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
3	J 3 E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）

A-5 次の記述は、義務船舶局の無線設備について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 A を使用するものの空中線は、 B に設置されたものでなければならない。
- ② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、 C を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ④ 義務船舶局に備えなければならない  D 及び無線設備規則第45条の3の5に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣がその規定によることが困難又は不合理であると認め、て別に告示する無線設備については、適用しない。

	A	B	C	D
1	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	航海船橋の近く	遭難通信及び 航行の安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識、 捜索救助用レーダートランスポンダ
2	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	船舶のできる 限り上部	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識
3	J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	航海船橋の近く	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識、 捜索救助用レーダートランスポンダ
4	J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	船舶のできる 限り上部	遭難通信及び 航行の安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識

A-6 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第53条、第55条、第57条及び第58条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき又は実験等無線局を運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A-7 次の記述は、船舶局無線従事者証明の要件について述べたものである。電波法（第48条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

① 義務船舶局等（注）の無線設備であって、電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定めるもののAを行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。

② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定めるBを有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

(1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備のAに関する訓練の課程を修了したとき。

(2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日からCを経過していないとき。

A	B	C
1 運用及び保守	無線従事者の資格	3年
2 操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経歴	3年
3 運用及び保守	無線従事者の資格及び業務経歴	5年
4 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年

A-8 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。

1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。

2 無線通信の業務に従事する何人も特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A-9 海上移動業務の無線局の聴守義務に関する次の記述のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2,187.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数のうち、その無線局が指定を受けているもので聴守をしなければならない。（注）

注 次に掲げる場合にあつては、聴守をすることを要しない。（以下2、3及び4において同じ。）

(1) 船舶局にあつては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であつて、聴守することができないとき。

(2) 海岸局については、現に通信を行っている場合

2 船舶局であつて電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。

3 海岸局にあつては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。

4 F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている船舶局は、常時、その指定を受けている周波数で聴守をしなければならない。

A-10 義務航空機局の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務航空機局においては、毎日1回以上、その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- 2 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。
- 3 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを確かめなければならない。
- 4 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A-11 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの周波数の電波の使用は、 A を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。
- ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。
  - (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出しを行う場合
  - (2) 呼出し又は応答を行う場合
  - (3)  B を送信する場合
- ③ 156.8MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 C にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

A	B	C
1 デジタル選択呼出装置	準備信号	1分以上
2 デジタル選択呼出装置	航行の安全に関する急な通報	3分以上
3 無線電話	準備信号	3分以上
4 無線電話	航行の安全に関する急な通報	1分以上

A-12 遭難通信は、どのような場合に、遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合

A-13 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第80条）及び無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者及び海上保安庁その他の救助機関に通知しなければならない。
- 4 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

A-14 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に  A  場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
  - ② 海岸局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が  B  までの間（ C  による緊急信号を受信した場合には、少なくとも  D  ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。
- ③  C  による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
  - ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

A	B	C	D
1 陥った場合又は陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置	15分間
2 陥った場合又は陥るおそれがある	終了する	モールス無線電信又は無線電話	3分間
3 陥るおそれがある	終了する	デジタル選択呼出装置	15分間
4 陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話	3分間
5 陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置	3分間

A-15 次の記述は、他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条及び第83条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
  - (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が  A  遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
  - (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の  B  が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認められたとき。
- ② 無線局運用規則第83条（遭難警報の宰領）第4項の規定により  C  無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認められたときは、その送信をしなければならない。

A	B	C
1 遭難通信用の電波で	責任者	遭難警報に応答した
2 遭難通信用の電波で	責任者又は無線従事者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う
3 自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
4 自ら	責任者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う

A-16 次の書類のうち、電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって、国際通信を行うものに備え付けておかなければならない書類に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線業務日誌
- 2 船舶局の免許の申請書の添付書類の写し
- 3 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

A-17 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 **A** を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 **B** を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
  - (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
  - (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による識別信号、 **C**、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
  - (3) ①の命令又は制限に従わないとき。
  - (4) 免許人が電波法第5条（欠格事由）第3項第1号に該当するに至ったとき。

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1	期間	通信の相手方、通信事項、周波数若しくは空中線電力	電波の型式、周波数
2	3箇月以内の期間	通信の相手方、通信事項、周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所、電波の型式、周波数
3	期間	周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所、電波の型式、周波数
4	3箇月以内の期間	周波数若しくは空中線電力	電波の型式、周波数

A-18 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について  **A** に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が  **B** に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して責任を定め、 **C**。

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1	その局の属する国の主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
2	その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
3	国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	必要な措置をとる
4	国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報する

A-19 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大かつ急迫な危険にさらされており、かつ、即時の救助を求めていることを示す。
- 2 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信する非常に緊急な通報を有していることを示す。
- 3 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信する重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。
- 4 遭難警報若しくは遭難呼出し及びそれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信する。

A-20 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章 無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について述べたものである。同条約（附属書第4章第6規則）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) その適正な使用に対し機械的、電氣的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と  A に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
- (2) できる限り  B に設けること。
- (3) 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
- (4) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しかつ  C を備えること。
- (5) 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。

A	B	C
1 電氣的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	必要に応じて取り外しができるもの
2 電氣的	船橋に近い位置	恒久的に取り付けられたもの
3 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	恒久的に取り付けられたもの
4 電磁的	船橋に近い位置	必要に応じて取り外しができるもの

B-1 海上移動業務の無線局の免許の内容の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

ア 無線局の免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

イ 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。

ウ 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

エ 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が受ける変更検査（電波法第18条の検査をいう。）は、当該検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

オ 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

B-2 無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

ア 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から5年間保存しなければならない。

イ 無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局については、協定世界時とする。

ウ 義務船舶局の無線業務日誌には、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実を記載しなければならない。

エ 国際航海に従事する船舶の船舶局の無線業務日誌には、通信のたびごとに、通信の開始及び終了の時刻、相手局の識別信号、自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数並びに通信事項の概要を記載しなければならない。

オ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。

B-3 次の事項のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- イ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、臨時に電波の発射の停止を命じたとき。
- ウ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- エ 総務大臣が、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認め、無線局の再免許を与えたとき。
- オ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、臨時に電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。

B-4 次の記述は、海上移動業務及び航空移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の  ア を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって総務大臣にその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、 イ 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ②  ウ の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次のとおりとする。
- (1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で  エ に関するもの
  - (2) 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で遭難通信又は緊急通信に関するもの
  - (3) 航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの（自動装置により連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。）
    - ア 無線方向探知に関する通信
    - イ 航空機の  オ に関する通信
    - ウ 気象通報に関する通信（イに掲げるものを除く。）
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

- |                    |                       |              |
|--------------------|-----------------------|--------------|
| 1 無線設備の操作の監督       | 2 無線設備の操作及び運用         |              |
| 3 船舶又は航空機が航行中であるため | 4 船舶又は航空機の運航計画の変更のため  |              |
| 5 無線電信             | 6 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 | 7 遭難通信又は緊急通信 |
| 8 遭難通信、緊急通信又は安全通信  | 9 安全運航                | 10 正常運航      |

B-5 次の記述は、航空機局等の検査について述べたものである。無線通信規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局又は航空機地球局を検査する国の政府又は権限のある主管庁の検査職員は、検査のため、 ア の提示を要求することができる。 イ は、この検査を容易に行うことができるようにする。 ア は、要求がある場合には提示することができるように保管する。
- ②  ア が提示されないとき又は  ウ が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課せられる条件に適合していることを自ら確認するため、その  エ ことができる。
- ③ 検査職員は、退去する前に、航空機の責任者に検査の結果を通告しなければならない。無線通信規則によって課される条件に違反することが認められたときは、検査職員は、その通告を  オ で行う。

- |           |                     |           |              |
|-----------|---------------------|-----------|--------------|
| 1 許可書     | 2 設備に係る資料の提出を求める    | 3 文書      | 4 局の通信士又は責任者 |
| 5 明白な違反   | 6 無線周波数の監理上必要       | 7 航空機の責任者 | 8 文書又は口頭     |
| 9 設備を検査する | 10 無線通信規則に適合する旨の証明書 |           |              |